

平成19年 第19回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成19年11月8日（木）午前10時

場 所：教育委員会室

平成19年11月8日

東京都教育委員会第19回定例会

〈議 題〉

1 報 告 事 項

- (1) 平成19年度学校経営診断の実施結果について
- (2) 都立高等学校における指導内容について
- (3) 平成20年度教育庁所管事務事業予算見積の概要について

委員長	木村 孟
委員	米長 邦雄
委員	内館 牧子
委員	高坂 節三
委員	竹花 豊
委員	中村 正彦

事務局（説明員）	教育長（再掲）	中村 正彦
	次長	松田 二郎
	総務部長	志賀 敏和
	学務部長	新井 清博
	人事部長	松田 芳和
	福利厚生部長	秦 正博
	指導部長	岩佐 哲男
	生涯学習部長	三田村 みどり
	特別支援教育推進担当部長	荒屋 文人
	人事企画担当部長	直原 裕
	教育政策担当参事	石原 清志
	学校経営指導・都立高校改革推進担当参事	森口 純
（書記）	教育政策室政策担当課長	黒崎 一朗

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから平成19年第19回定例会を開会させていただきます。

本日は、私は所用のため、まことに恐縮でございますが、10時50分ごろ退席をさせていただきます。それまでに定例会が終わらない場合には、委員長職務代理者に進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

まず、取材・傍聴関係でございます。報道関係は、毎日新聞社1社、個人は、合計7名からの傍聴の申込みがございましたが、許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、入室していただいでください。

会 議 録 署 名 人

【委員長】 本日の会議録署名人でございます。内館委員にお願いしたいと思えます。よろしくお願いいたします。

前々回の会議録

【委員長】 前々回10月11日、第17回定例会の会議録につきましては、先日配布いたしまして御覧いただいたと存じます。よろしければこの場で御承認を賜りたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、第17回定例会の会議録については御承認いただいたということにさせていただきます。

前回10月25日、第18回定例会の会議録が机の上に配布されておりますので、次回までに御覧いただきまして、次回の定例会で御承認をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

報 告

(1) 平成19年度学校経営診断の実施結果について

【委員長】 報告事項(1)平成19年度学校経営診断の実施結果について、説明を学校経営指導・都立高校改革推進担当参事、よろしくお願いいたします

【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】 それでは、平成19年度学校経営診断の実施結果がまとまりましたので、御報告いたします。

学校経営診断は平成16年度から始めており、都立学校の教育活動をP D C Aのサイクルの中で評価・検証し、得られた課題、問題点を基に、各学校に対し支援・指導を行うことを目的としております。

本文の141ページ、資料6を御覧ください。こちらは、都立学校における学校経営診断に関するP D C Aサイクルを示しています。年度の初めに、校長が学校経営計画を策定いたします。目指す学校を明確にして、中長期的な目標と方策、今年度の目標と方策、数値目標を公表いたします。

教育活動を行いまして、学校の自己評価ということで、これは高く評価された項目、低く評価された項目、また、学校運営連絡協議会のアンケート、生徒による授業評価などを基に、最終的に学校経営報告として公表しています。

右側に「学校経営診断」《11月》と書いてありますが、こちらを公表いたしまして、それを基に学校は、次年度へ向けて取組や計画の改善、発展、新規導入を行います。サイクルとしてはこのようになっております。

内容について御説明いたします。今年度の診断対象校として、全日制の重点支援指定2年目校を15校、その他の学校を21校選定し、学校経営支援センターが中心となってヒアリング、授業観察等を行いまして診断結果を出しました。重点支援指定校2年目の学校につきましては、外部の有識者5名を加えて診断をいたしました。

診断結果の概要ですが、「都立学校の自己評価指針」というものをつくっております。これを基に学習指導、進路指導、生活指導外の全部で7項目にわたって診断を行いました。各学校ごとの指導内容、取組、組織運営の在り方等について学校経営診断書の中で助言を行っております。

学習指導の成果ですが、基本的には各学校ごとに行わなければいけませんので、資

料には共通するものや特徴的なものを挙げております。

学習指導の取組成果ですが、難関大学などへの進学希望の多い学校では、国公立大学の入試やセンター試験などに対応した教育課程への見直し、7時間授業などを行っております。

基礎的・基本的な学力の定着が必要な学校では、宿題や小テストの重視による自学自習習慣の育成、朝学習、朝読書などを行っております。

このほかに、クラスを特進クラス、ペースアップクラス、進学クラスという位置付けをして、進学に対する取組、生徒の意識高揚を図り、それ以外に、例えばサテライト講習など、衛星放送を使ったいつでも見られる授業を教材として取り入れている学校もございます。

改善策につきましては、自宅学習時間の確保のための指導上の工夫や、校内研修の充実が非常に求められております。

進路指導の成果としては、学習指導とも関連しておりますが、実力テストを定期的に行い、生徒個人ごとのデータを蓄積し、進路指導に活用している学校もあります。

専門高校につきましては、大学進学も多くなっているのですが、資格取得を重視し、そのための補習・補講を充実させております。

改善の方策ですが、難関大学などより高い進学実績が求められる学校につきましては、生徒の意欲を3年間持続させる必要がありますので、3年間を見据えた進路指導が必要になってまいります。

生活指導についての取組成果ですが、頭髪、服装、遅刻に関しては、どこの学校もかなり力を入れておまして、統一した基準がなくてばらばらだった学校でも統一した基準等をつくって、校長を含む全教職員が校門前に立って生活指導をしております。頭髪に関しては、以前問題があったのですが、各学校ともかなり力を入れた結果、定着して、保護者、近隣の中学校から評価を得ているところでございます。

改善の方策については、引き続き取り組んでいかなければならないと考えております。

特別活動ですが、部活動は各学校とも非常に熱心でございます。生徒の学校への帰属意識を高めるといったことでかなり効果がございます。ただ、改善の方策にござ

ますように、学習と部活動の両立ということが非常に難しくなっておりまして、この点が課題となっております。

学校経営・組織体制につきましては、委員会などでの十分な議論を踏まえた企画内容が企画調整会議で提案されて議論されているのですが、片やそうではなく、企画調整会議の活用が十分ではないという実態もございました。

診断結果につきましては、次年度の学校経営計画を基に、新たな改善に向けた対応をそれぞれの学校で行うとともに、学校経営支援センターと教育庁が連絡しながら支援を行っていきたいと考えております。

それから、本文の6ページに外部有識者の方の意見と、一番最後のページに今年度から学校経営支援センターの経営支援顧問の方の意見をそれぞれいただいております。共通するのは、授業改善、授業研究、これがキーワードとして数多く出てまいります。さらに、校内で教員個人、教科、学年だけではなくて、それぞれの組織内での教職員の役割、連携を充実する必要があるという点が共通したものでございます。

昨年度に比べ、全体のページ数を圧縮し、普通科、工業科、商業科、農業科等の学科名や各学校の概要を入れ、本文につきましては、総括と個別項目に分けて、学校の基礎データをそれぞれ入れて、少し工夫してございます。

説明は以上です。

【委員長】 ありがとうございます。ただ今説明がありましたように、学校経営診断の本文はかなり分厚くなっておりますので、今ここで目を通していただくというのは難しいかと思えます。一通り御意見をいただきたいと思えますが、お持ち帰りいただき、お読みいただいた上で、別の機会をつくって議論をしたいと思えますが、いかがでしょうか。外部の方からの的確な御意見も出されているようですね。

今何か御意見があればどうぞ。

【委員】 3点だけよろしいですか。

まず一つは、それぞれの都立学校は個々に学問をはじめいろいろと一生懸命頑張っています。しかし、個々の学校には問題があるところが多いだろうということもありますが、今一番大事なことは、校長の権限や、あるいは組合活動ということよりも、保護者の声を聞き入れつつも、中にはわがままな保護者がいますので、それにどう対

応するかということだろうと思うのです。

ですから、教師は教師らしくしていないといけないということは当然ですが、保護者の方も、わがままや行き過ぎなど、そういうことがあるもので、そのところは、教師が律するところは律する。しかし、教師が萎縮しないように、茶髪の生徒がたくさんいるところで、品良く、おとなしく、教育委員会で問題が起こらないように指導をするということは土台無理な話ですので、ある程度教師が何かやっても、それを保護者が納得する、保護者と協力するという体制づくりが非常に大事で、保護者の方の教育と言ったら語弊がありますが、保護者の理解を求めるということを重点的にやっていただきたいと思います。

それから、厳しい学校がありますので、個別的職務命令書というものは引き続き出していただきたい。つい先日、神奈川県個人情報保護審査会が県条例違反との答申を出しましたが、あれは何かの間違いであって、これは校長（上司）の指示に従わなかったことに対する処分であって、別段ほかのことで処分したわけではありませんので、あくまでも個別的職務命令書を出していて、その校長の指示に従わなかったという違反ですから、これは個人情報保護による何とかというのとは全く違うことだと私は思うのです。あそこで言っていることはちょっと違うということ東京都は打ち出してもらいたい。あくまでも上司の命令違反だということをはっきりとさせておいていただきたい。

それから、未履修のことは非常に大きな問題になりましたが、よくよく考えてみますと、あれは学習指導要領に反する授業内容をしたということですので、校長処分ということではなくて、むしろ指導部長が指導内容の改善を図るということですのですべてが済むことだと私は個人的に考えているのです。未履修はあってはならないことで、授業を受けていない分は補習なり何なりするとしても、これから、進学率を上げていきたいというときに、学習指導要領に書かれている授業内容をしたのでは、私学に比べてちょっと太刀打ちできないという事情もありますので、その辺のことも指導部と連携をとっていただきたいと思います。

別の機会にこの3点をできれば項目を挙げて議論していただければと思います。

【委員】 学校経営支援センターの診断というのは、校長からのヒアリング等も踏

まえてと書いてありますが、これは学校の中のどのような方たちからお話を伺っていただけるのですか。

【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】 校長と、副校長、主幹が中心でございます。それから授業観察で実際にそこに立ち会いますので、場合によっては教員から聞くということもあります。実際に行って、生徒の状況を見るとともに、外部のPTAの方などが来ていればその方の話を聞くこともあります。

【委員】 授業観察はどの程度行われるのですか。

【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】 全部授業観察をするというわけにもいきませんので、1日単位ぐらいです。

【委員】 各学校、丸1日やっておられるわけですか。

【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】 全部の学校が丸1日ということではないです。時間の関係がありますので、基本的に1日単位で見えています。

【委員】 要するに、この書かれた内容が、基本的には出された書面を中心に検討されたわけでしょうが、どの程度実際に学校に出向かれて、また学校の関係の方々からどのような調査をなされたのかということの説明をいただけませんか。

【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】 平成18年度から学校経営支援センターができて、月1回程度学校に行っています。1校当たり平均年間15回ぐらい訪問して、日ごろから状況を把握しておりまして、その活動を含めて学校経営支援センターが中心となってこの学校経営診断をつくっております。学校から来た情報と多少のすり合わせはしますけれども、基本的には学校経営支援センターが通常見ているもの、例えば訪問指導などもきちんと行っているとか、頭髪指導をよくやっているとか、昼の中抜けに対する指導など、そういうものも実際に見ておりますので、それを基に診断を作成しております。

【委員】 これは年間評価が中心なのでしょうが、高校を改革していくのを、単年度で評価することは難しいと思うのですが、そういうことはどこかで書かれているのですか。

【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】 当然すぐに成果が出るということではございません。例えば、進路指導の場合であれば、これから3年かけて、入った

生徒をどのように良い進路の保障をしていくかということもありますので、将来的なものはもちろん、中期的なものも入れてございます。短期的なものでいえば、生活指導などは非常に短期的に対応できますが、校内でどういう体制をつくっていくかということが中心となり、学校は非常にそのようなことへの対応が遅いということもございます。危険なものに関しては即対応できるのですが、なかなかすぐに変化に対応した体制ができていく状況にあります。

【委員】 各学校1年単位で計画をつくっているのですか。それとも3年計画とか中期の計画があるのですか。

【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】 中長期目標はございます。目指す学校が学校経営計画の中にありまして、来年度の重点目標とするもの、例えば生徒募集に力を入れたいなど、重点目標は重点目標として、今年度各担当がそれぞれの目標を決めて、それに基づいて実施し、評価をしていくということです。

【委員】 この評価というのは、そういう意味では単年度の評価にすぎないわけですか。

【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】 単年度だけではなくて、例えば、教育課程を変えた場合には、成果が表れてくるのが3年後ぐらいになりますので、それを含めてということになります。平成18年度が中心ですが、過去のことも含めて書いており、全く単年度ということではございません。

【委員】 この評価の中には、保護者あるいは地域の方々の評価というのは加味されているのですか。

【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】 学校運営連絡協議会には、PTAの方はもちろん地域の方を含めています。また、区の方や警察関係の方など、学校によって異なりますが、外部からの意見を取り入れた評価委員会からの評価もいただいています。

授業評価にも、保護者からの評価も入っております。例えば、指導を工夫しているかについては、教員の方が評価が高く、生徒、保護者は低目というのが一般的です。場合によっては逆のケースもあります。都立南葛飾高等学校は逆で、生徒が高く教員が低いのです。生活指導についても、教員側はまだ足りない、もっとやるべきだと

いう逆のものもあります。ですから、それぞれの項目で何が足りないのか、もっと力を入れなければいけないことは何かということについては、もちろんPTAなどの意見もいただいています。

【委員】 要は、この評価が地域や保護者の意見を学校運営連絡協議会が踏まえた上で書かれたものなのかどうなのかということを知っておきたいということでお聞きしたのです。学校によって、よく聞けているところもあれば、そこそこ聞いているところもあると読めば良いですか。

【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】 学校によって、多少温度差はございます。

【委員】 生徒のそれぞれの学校における授業に対する評価というのはもちろんあるのですが、学校運営に対する意見、満足度、そうしたものはこの評価の中に反映されていますか。

【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】 学校運営に関する満足度というのは、学校運営自体をどういった項目で評価するのかが難しいということもありますので、それぞれの7項目の診断全体として考えています。

【委員】 それはあまり反映されていないと見れば良いですね。

【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】 学校運営に関しては、全体として考えていきます。個別の項目では、学習指導や生活指導に関して学校で個々の保護者からの意見はいただいております。

【委員】 もう一つ最後の質問ですが、都立高等学校で中途退学者が出ますよね。その中途退学者がどの程度なのか、そうしたことについても何らかの形で分かるようになっていきますか。

【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】 すべての学校についてはございませんが、中途退学者の多い課題のある学校については、分かるようになっております。

【委員】 それでは、それを意識した書き方がなされているわけですか。

【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】 しかし、比率と実数になっておりますので若干工夫の余地があると思います。例えば入学選抜で全員が入れるような倍

率が1を切っているような学校であるとか、単年度だけでは見えませんが、中途退学者が年々増えているとか、依然として減らない学校については、部活動、学校行事を含めて、基礎学力など、何らかの理由があるので、生徒の状況も分析をしていく必要があります。

【委員】 良く分かるし、いろいろな高等学校があって良いわけで、そこで皆が一生懸命やって、それなりに生徒が満足して、勉強のできるところは勉強ができるだけできるように、また、授業はちゃんと落ち着いて行われるように、うまく改善していけば良いわけで、バラエティがあることは十分に承知しますが、事実としてその辺がどうなのかということがよく意識されて書かれているものであれば、そのように読ませてください。

委員長のおっしゃるように、是非とも1度しっかりと議論をする時間を設けていただきたいと思います。

【委員長】 大変立派な報告書をつくっていただいておりますし、外部委員からなかなかおもしろいコメントもいただいておりますので、これについて、是非1度議論をしたいと思います。

それから、委員の最初の問題提起、俗に言うモンスターペアレンツについては、一つの学校だけの対応は不可能な状態になりつつありますので、クレームを受け付ける窓口としての専門家を養成する必要があると思います。中央教育審議会の教育振興基本計画特別部会においても、そのようなスタッフの必要性が強調されています。日本では一つの学校における教職員の中で、教師の占める割合が圧倒的に高くなっています。サポータースタッフが非常に少ないということです。外国と比べると極端に少ないですね。ですから、これを増やすということをやっていないと、先生方が子供と向き合う時間をつくれません。現状は、そういう状態になっていますから、そのような方向を是正することをやっていくべきだと思います。

【教育長】 モンスターペアレンツに関しては、今までどちらかという学校は殻にこもって、学校の恥になるから、例えばこういう親がいるということ自体も閉じ込めていたわけです。学校運営連絡協議会の中で、商店街のおやじさん、PTAの代表、いろいろ入っていただいています。そこでこういう親もいるということをお知らせし

て御協力を願っていかないと、学校だけではどうにもならないと考えていますので、そうした方策もお話し合いいただければと思います。

【委員】 都立雪谷高等学校のところに、「中抜け防止指導」と書いてあるのですが、この「中抜け」は、授業中に高校生が抜け出してしまうということですか。

【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】 昼休みが中心です。

【委員】 校外に出るということですか。もし授業中に抜けるのだとしたら、こんなことを高校生がやっているとは思わなかったのが仰天したのですが、昼休みなのですね。どこかに買い物に行くとか、そういうことですか。

【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】 若干授業中もあるかもしれませんが、校門が開く昼休みが多いようです。指導が必要なのは朝と昼です。校門に立って朝のあいさつの「おはようございます」から始まって、頭髪の指導など、そういった声かけがかなり生活指導上有効です。

【委員】 この報告を基に、大いに議論をさせていただきたいと思っているのですが、これをつくって、この後どのように利用されるのか。企業で言えば、水平展開という言葉がありますが、良い話があれば、それを横へ展開していくわけです。ですから、今の話のモニターペアレンツ対策でこういう成功例があるとか、あるいは茶髪を抑えるのにはこうしたことをやったとか、学校の先生はお忙しいでしょうから、この中からそれぞれの学校に合ったものを学校経営支援センターか何かを中心になってアドバイスするというのも一つだと思います。

もう一つは、委員の質問にもありましたが、診断をするときに、生徒を任意に呼んで、診断者が生徒からも直接話を聞く。大学評価でもそうやっていますね。大学の学生や卒業生との対話によって、全然見えないものが見えてきます。

この間は、中高一貫の都立小石川中等教育学校へ行きました。そこでは、前期課程の1期生6人ぐらいから直接話を聞きました。すると、校長先生、副校長先生から聞いているのとは違ったものが見えてくる。あるいはそういう印象が持てるので、そういう調査の仕方も、特に委員長の御専門の評価についても利用してもらって、もう少し多角的にやれるようにしてほしいと思います。

経営の問題は、経営支援顧問がかなり厳しいことを書いておられますが、そのため

にもおのおのに対してどうしていくか。ここで議論するのはちょっと時間がないので、そういうことも含めて議論をする機会を別途つくっていただきたい。

【委員長】 是非よろしく申し上げます。大変実りあることだと思います。

【委員】 今話題になりましたモンスターペアレンツという言葉ですが、それは少し注意して使わなければいけないと思います。クレーマー対策をどこの企業も必死になってやっているわけです。言い分は非常に巧妙だし、こちらに非がある場合もあるわけで、そういう場合にどう対処するのか、どこの組織にとっても大きな問題だと思うのですが、元々モンスターというわけではなく、モンスターにするような対応もまたあったのだらうと思うのです。ですから、最初からモンスターペアレンツがいるというイメージでは、失礼なことがあるのではないかと思います。

【委員長】 英国では中流階級の子弟が通っているような学校では、クレーマーが非常に多いといわれています。

我が国でモンスターペアレンツという言葉が非常に有名になったのは、読売新聞のコラムでこの言葉が使われてからですね。アメリカではごく普通にモンスターペアレンツという言葉を使っていますが、確かにモンスターというと怪物ですから、我が国では気を付けた方が良いでしょう。

それでは、よろしゅうございますか。是非議論の機会を作ってください。今委員が言われた高校生から直接話を聞くという点については、彼らの言うことを全部鵜呑みにするというのは危険なことだと思いますが、そういう接触を持つということは大事なことだと思いますので、よろしく願いいたします。では、本件につきましては、報告として承りました。

(2) 都立高等学校における指導内容について

【委員長】 報告事項(2) 都立高等学校における指導内容について、説明を指導部長、よろしく願いいたします。

【指導部長】 都立高等学校における指導内容について説明をいたします。お手元の報告資料(2)を御覧いただきたいと思います。

この内容は、都立北園高等学校で、第2学年の数学Ⅱ、数学B及び第1学年の数学Ⅰ、数学Aの指導内容につきまして、この四つの科目とも学習指導要領に示された内容は履修はしているものの、以下の実施形態のような取扱いがございましたので、指導し改善を図ったので報告をさせていただくものでございます。

このことは、都立北園高等学校の生徒から、数学の指導内容に疑問がある旨の投書がございまして、調査をして明らかになったものでございます。

報告資料の「2 実施形態」を御覧いただきたいと思いますが、届出科目であります第2学年の数学Bにつきましては、1学期、2学期、3学期とも、すべて数学Ⅱの内容を行っており、本来行わなければならない数学Bの指導内容と異なっていたということでございます。評価もこの内容の下に行われたため、結果的に不適切なものとなっております。

こうした問題が発生した原因でございますが、都立北園高等学校では、数学Ⅱは習熟度別授業が認められております。学校の方で数学Ⅱと数学Bの指導内容で習熟度別授業が効果的であると考えた内容を、この習熟度別授業が認められている届出科目数学Ⅱにまとめて実施したために生じたものでございます。

なお、第1学年では、数学Ⅰと数学A、それぞれ3単位、2単位をまとめて5単位で実施し、評価をしておりました。学習指導要領では、このように学期ごとにある科目を集中して履修して単位を認定するというのも認められているわけですが、都立北園高等学校の場合は、評価について科目ごとに行っていないということから、改善を図る必要がございました。

「3 都教育委員会のこれまでの対応」についてでございます。まず、都立北園高等学校への対応でございますが、学務部、人事部、指導部の3部合同で校長、副校長、教務主任、数学科主任から聞き取り調査を行いました。その結果、次の2点が課題として明らかになりまして改善を施したところでございます。

1点目は、学習指導要領に基づく教育課程の適正な実施に関する数学科の教員の共通理解が十分に図られておらず、都立北園高等学校でこれまで行われていた指導方法を見直すことなく指導を行っていたということでございます。

2点目は、校長、副校長による年間授業計画の点検が行われておらず、各科目の指

導内容の確認等が各教科の教科主任に任せられていたということが明らかになったということでございます。先ほど申し上げましたように、この調査の結果を踏まえまして、直ちに改善を指導したところでございます。

また、問題のあった現1年生の数学Ⅰ、数学A、2年生の数学Ⅱ、数学Bの指導計画につきましては、改善を指導いたしまして、現在は改善された指導計画に基づいて授業が行われております。

続いて評価につきましては、現1、2年生は改善された指導計画に基づき適切に評価を行うよう改善を図ったところでございます。既に評価が出ているものにつきましては、進学等の資料となる調査書の全教科の評点平均への影響が少ないことや、校長が学年末評点に基づいて既に学年の修了、卒業の判定を行っていることから、変更しないことといたしました。

さらに、この件についての生徒に対する説明を11月5日（月曜日）に行いました。その後、昨日11月7日（水曜日）に、午後と夜の2回の部を設けまして、保護者を対象に説明を実施いたし、校長から丁寧に説明を行ったところでございます。

都立高等学校全体への対応でございますが、各校長に自校の指導内容について点検を行い報告を求めるとともに、各校から科目ごとの指導計画を提出させまして、現在点検確認を行っております。

「4 都教育委員会の今後の対応」でございますが、都立北園高等学校に対しましては、校長から年間指導計画の作成について支援してほしいという要請もあることから、都教育委員会から講師を派遣して、教育課程に関する校内研修を実施するなど、教育課程の編成・実施・管理にかかわる組織的な指導・助言を行ってまいりたいと思っております。

都立高等学校全体への対応でございますが、現在点検を行っているというお話を申し上げましたが、指導内容の点検結果に基づき、課題があった学校につきましては学校からの聞き取りを行いまして、詳細を把握した上で個別に改善に向けての指導を行ってまいりたいと思っております。

また、校長連絡会、副校長連絡会、教育課程編成・実施・管理説明会等におきまして、教育課程の適正実施のための指導を行ってまいりたいと思っております。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見はありますか。

【委員】 指導部長は非常に一生懸命やっただいて、学校の中で授業内容に疑問があるというときには、すぐに指導部長が直接出かけて行って、あるいは部下に命じて、このように改善を行うということは非常に良いことだと思います。

このときに、先ほどの報告事項（１）で申し上げましたとおり、あくまで学習指導要領に反しているかどうかということだけですので、それについて人事部の方から何か言うとか、教師が萎縮するとか、そういうことのないように、学校の先生を伸び伸びとみんな育てるといふか、60歳まで授業をやっていただくということが一番大きな仕事だろうと思うのです。それをよろしくお願いします。

それから、この「４（１）都立北園高校への対応」の文章をできれば直していただきたいと思うのですが、「教育課程の編成・実施・管理に関わる」という部分を「編成・実施・管理、併せて学校経営・組織体制について継続的な指導・助言を行う。」と直していただければと思います。

【指導部長】 この件につきましては、当然学校経営支援センターと指導部、調査にも３部で入りましたので、各部で連携して取り組んでいるところでございますので、指導内容、方法だけの問題ではなくて、ほかとの関連も図りつつ、必要に応じて指導・助言を行っていきたいと思っております。

【委員】 例えば都立新宿山吹高等学校は6年間で決まった単位数を取れば良いとなっています。それは学習指導要領で決められた単位を毎年決めなくても、累積すれば良いということですね。ですから、かなり柔軟にやれる学校も片方にあるわけです。そうすると、都立高等学校全般で皆一律に学習指導要領で、数学A、B、数学Ⅰ、Ⅱを何時間としなければいけないのか。これは、もちろん決まったことはやらなければいけません。学校差が出てきたときに、その指導の中身について、ある程度都の政策上変えられる学習指導要領の弾力的運用ということをも文部科学省に話ができないものか。

一方では、東京都の場合、いろいろなランク、目的別の高等学校ができてきている

にもかかわらず、どれも同じようなもので、中には義務選択制というものもあるようですが、いつも学習指導要領の制約のことを言われると少し引っ掛かるのですが、実態はどのようなのですか。

【指導部長】 学習指導要領に基づいて教育課程を編成するのは大変大事なことだと認識しております。ただし、先ほども委員から話がありましたように、学校が特色ある教育課程を組む上でどういう工夫があるかということについては、私どもも一緒にかかわってそれぞれの学校が特色をより出せるような方法について検討はしたいと考えております。

【委員】 その場合、今ある学習指導要領というのが制約になって、考えていることができないとか、そういうことはないのですか。

【指導部長】 難しい状況もあるかと思えます。いずれにしても、現在の状況を十分確認して、学校の校長先生方とも話をし、教育課程編成の工夫を助言できるような体制をつくってまいりたいと思っております。

【委員】 もう一つは、例えば今日の報告にもありますが、45分単位の授業を導入している学校が増えてきています。これも工夫だと思うのですが、そうすると、単位の計算もまた変わってくるわけです。だから、一律に学習指導要領で決まったらどうしようもないというのではなくて、学習指導要領というのがもう少し柔軟なものにしてもらえないのか。決まったことは守りますが、それを変えるような行動も教育委員会としてやるべきではないのか。何回も聞いていてそういう印象を持つのですが、その辺は教育長、いかがですか。

【教育長】 今、全国で97パーセントの生徒が中学校を卒業して高等学校へ進学しているわけです。私も中央教育審議会でも言っているのですが、必履修というのは最低限のものであって、私の言い方をすれば、国語と日本史と道徳さえあれば良く、あとは校長に任せてほしい。進学校だと言えば、数学の難しいものもやるでしょうし、学校によっては、中学校の復習からしないと、学習指導要領で幾ら決めてあるとはいっても、理解できない授業では、生徒の学校離れが進むだけということもあると思います。もっと校長先生方の裁量権を拡大してほしいと言っているのですが、なかなか難しいのです。

ここでの検討の結果によっては、校長の権限あるいは地方の教育委員会の権限に学習指導要領の中身、時間数を任せてほしいという要望活動もやっても良いのかなど、これは私の意見です。

【委員長】 伝統的に日本は全国共通のカリキュラムというものをつくり、これを守ってきております。今委員がおっしゃいましたように、最近融通のきく部分が随分増えてきています。しかし、英国などに比べるとまだ極めて少ないことは事実だと思います。これにはいろいろな考え方があって、現場にも、今教育長がおっしゃったような意見もあるし、逆にそれをやると高等学校教育がばらばらになるという意見もあります。確かに委員がおっしゃったような御意見もあるし、そのようにしてしまつたら皆が勝手なことをやり出してしまうという考えもありますね。殊に私立高等学校がありますから、問題はなかなか難しいですね。ただ、我が国でも全体として、柔軟な方向へ向かっていることは確かです。しかし、今委員のおっしゃったような程度まで持っていくためには、もう少し時間がかかるのではないかと思います。

英国では元来、統一カリキュラムはなかったのですが、各学校がばらばらなことをやり出して、学力に大きな差ができてしまったものですから、統一したカリキュラムをつくりました。ただし、英国の場合には、どちらかというところ、これとこれについては勉強させなさいという程度で、日本ほど規制はしていない。しかし、英国でもそれではだめだという議論が今起きていて、むしろ日本の方へ近づきつつあるという状況です。アメリカも自由にやっていましたが、これも日本のシステムへ近づきつつあります。いずれにしても、我が国ではそれぞれの学校の裁量権が出せるような方向へ進んでいるということは申し上げられると思います。

【委員】 教育長の発言は大変すばらしい発言で、私は非常に賛成です。ある区の教育委員長がフランスの教育に非常に詳しくて、日本とフランスの違いは何かといったら、フランスは自分とは何かということをしていく。つまり、日本は国全体で歯車の一つとしての教育のような全体で行くけれども、フランスというのは、自分は何者だという教育をしていくということで、まさしく校長の裁量権に任せるところが多く、校長が良ければその学校に生徒が集まるだろうし、だめなら、あの学校はだめだということになるから、これからの学校はむしろその方が良いでしょうと私は考え

ます。

それから、先ほど国語という話が出ましたけれども、その人は、国語という授業のほかに、日本語という授業を入れるべきだと言っています。日本語という授業と国語という授業は全く別な授業です。ですから、道徳と日本語という授業を正課にすべきであると言いました。どうも道徳は教科としてみなさない、国語と日本語の区別がつかないという人が教育界には多いのではないかと私は思います。ゆとりというものを各教科に散りばめて、授業をやりづらいのかもしれませんが、総合的な学習の時間を2時間に減らすということは個人的には非常に嫌なのです。しかも道徳は教科にしないと言っていますが、いずれにしても、皆で話をしていくということは非常に大事なことでと思います。

【委員長】 今の委員の話ですが、私はフランスの教育は必ずしも良いとは思っていません。学校により、大きな学力差がありますね。今おっしゃったのは上の方の話で、下の方はかなりひどいということが多く。我が国で今年の4月に行われた学力調査の結果によりますと、都市部と山間へき地部ではほんの少しの差しかありません。これが日本の特徴だと思います。すごい国ですね。これは国で統一したしっかりしたカリキュラムを作ってやってきた一つのメリットだと思います。そのところをどう考えるかですね。一番差のある科目でも、都市部と山間へき地部で、わずか4パーセントしかないわけですから。

【委員】 今後、他の高等学校についてもいろいろな研究をなされているということですので、それも併せて御報告をいただければありがたいと存じます。

【委員長】 冒頭申し上げましたように、一度たっぷり時間をとって、ここで議論をしたいと思いますので、よろしく願います。では、本件につきましては、報告として承りました。

私はここで退席しますので、委員長職務を代わります。よろしく願いいたします。

〔委員長退席、委員長職務代理者着席〕

【委員長職務代理者】 それでは、委員長が退席いたしましたので、私が職務代理として議事を進行させていただきます。

(3) 平成20年度教育庁所管事務事業予算見積の概要について

【委員長職務代理者】 報告事項(3)平成20年度教育庁所管事務事業予算見積の概要について、教育政策担当参事、よろしく申し上げます。

【教育政策担当参事】 それでは、報告資料(3)を御覧いただきたいと思えます。

1枚目は総括表でございまして、初めに、Ⅰ 歳入歳出予算でございまして。

平成20年度歳出予算の見積額でございまして、7,928億7,000万円で、19年度の予算額と比較しまして0.1パーセントの減でございまして。

見積額のうち、学校教職員の給料などの職員費につきましては、職員給与の単価減によりまして1.4パーセントの減となっております。

事業費につきましては3.7パーセントの増でございまして、増の主な理由は、特別支援学校の施設整備の経費増のほか、後ほど御説明いたしますが、教育改革を更に進めるための新規事業などを積極的に計上したものでございまして。

また、歳入予算の見積額は1,363億4,300万円で、前年度と比較して0.4パーセントの減でございまして。

次に、Ⅱ 定数見積増減でございまして。学校定数につきましては校種別に、また、一番下に事務局定数の増減を記載してございまして。学校定数の見積りは、合計6万2,005人で、前年度定数と同じでございまして。

表の右の欄には、増減内訳を掲げてございまして、児童・生徒数等の増減に伴う定数の増減と定数改善等による増減等に分けてお示ししてございまして。

定数改善の主な理由でございまして、小・中学校では、教育上課題の多い小規模な学校の統廃合により学校の適正規模化を推進する区市町村に対しまして、一定のルールに基づいて教職員を加配する新しい学校づくり重点支援事業や、高等学校の開設、それから、都立特別支援学校が区市町村立小・中学校の特別支援学級を支援するセンター的機能を発揮するために必要な教員加配などを見積もってございまして。

また、事務局定数の見積りは725人で、執行体制を見直すことにより、前年度定数に比べ2人の減としたものでございまして。

2枚目を御覧ください。主要事務事業予算見積の概要でございまして。本日は、これ

らの事業の中から幾つかの事業を御説明させていただきます。

まず「1. 児童・生徒の学力向上」の二つ目、「教職大学院を活用した教員の養成及び育成」でございます。平成20年4月より、いよいよ教職大学院がスタートいたします。都教育委員会といたしましても、これを積極的に活用したいと考えております。将来のスクールリーダーになり得るより質の高い指導力を持った教員を養成するため、都教育委員会と連携する教職大学院に現職教員及び教育管理職候補者、合わせて45人程度を研修派遣いたします。ここでは、人件費以外の必要経費1,500万円を計上してございます。

一つ置きまして、「都立学校ICT計画」でございます。これまで都立学校のICT化は全国的に見て非常に遅れておりました。今後2か年ですべての都立学校に校内LANを整備することや、教員全員にパソコンを配備することなどによりまして、全国トップレベルのIT環境を整備してまいります。このことによりIT機器を活用した分かりやすい授業を行うとともに、成績処理や庶務事務など校務の効率化を進めてまいります。必要経費11億2,200万円を計上してございます。

次に、「2. 児童生徒の健全育成等」の三つ目、「都立高校教育支援コーディネーターの活用」でございますが、これは全国に先駆けて必修化いたしました「奉仕」の授業などを効果的に実施するため、都立高等学校と学校外の教育資源を有効に接続する教育支援コーディネーターを引き続き派遣するものでございまして、7,100万円を計上してございます。

次に、「食育の推進」でございます。平成20年度には新たに導入いたします栄養教諭を5名任用する計画でございます。モデル地域を指定いたしまして、食育を推進するための指導方法の開発などを行い、全都への展開に向けた取組を進めてまいります。

次に「部活動による競技力の向上」でございます。平成25年の東京国体を成功させ、平成28年のオリンピック招致の機運を盛り上げていくためには、東京育ちの選手が活躍することが大切でございます。このため、中学、高校段階での強化練習会の実施や、スポーツ特別推薦を実施している学校へのスーパーバイザーの派遣、ボートや自転車競技などの競技人口が少ない競技の部活動担当者の育成など、スポーツ活動の強化と普及のために必要な経費として8,100万円を計上いたしました。

次に、「3. 子供の安全確保等」でございます。緊急地震速報システムの活用でございますが、地震発生に迅速かつ適切に対応するため、都立学校に緊急地震速報で受信した情報を校内放送設備に接続して一斉周知する仕組みを構築する費用として1億5,200万円を計上いたしました。それを防災訓練にも活用するなどして、地震発生時の対応力の向上に努めてまいります。

二つ置きまして、「災害時帰宅困難者支援」でございます。各都立学校において、災害時に発生する帰宅困難者に対し、水やトイレ、沿道情報などを提供するために、停電時などでも帰宅支援ステーションとしての役割を果たせるように自家発電機の整備などを行うものでございまして、3億2,200万円を見積もっております。

それでは、3枚目を御覧ください。「4. ものづくり教育の推進」でございます。「ものづくり人材育成の推進」では、東京のものづくり産業を担う多様なレベルの人材を育成するため、現在、都立六郷工科高等学校で実施しておりますデュアルシステムを検証いたしまして、他校への拡大を検討いたしますとともに、高等専門学校に都立工業高等学校卒業生の編入枠を特別に設けるなどの施策を展開してまいります。

「ものづくり人材育成のための研修・教育プログラムの開発」では、金型工業技術や伝統工芸など、高度な技術を有しながら後継者不足が懸念される特定分野の技術・技能を工業高校3年間で集中的に学ぶカリキュラムの開発や、工業科の教員の専門技術を高めるために、ものづくり企業や職業能力開発センターでの研修プログラムを開発してまいります。

次に「5. 特別な支援が必要な児童・生徒への対応」でございます。「特別支援学校における就労支援」につきましては、特別支援学校の卒業生の企業就労を今後3年間で1,000人創出することを目標にいたしまして、特別支援学校で就労相談を担当していた教員OBを非常勤の就労支援員として雇用し、就労支援体制を強化いたしますとともに、従来の就労サポーター事業を見直しまして、民間を活用して、実習先、雇用先の開拓を進めてまいります。これらの就労支援策に1億700万円を計上してございます。

次に「6. 地域で担う教育の推進」でございます。「乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクト」では、改正教育基本法に幼児期からの子供の教育の重要性を指摘し

た条文が盛り込まれたことを踏まえまして、平成20年度には、子供の発達に関する基礎理論を踏まえた教材の作成や、親・保護者の力量形成のためのプログラム開発などに取り組んでまいります。

一つ置きまして、「特別支援学校を支援する仕組みづくり」でございます。児童・生徒の社会参加や地域社会での自立の促進を図るため、保護者、地域住民、大学生など、外部の教育資源を活用して特別支援学校の教育活動を支援する仕組みづくりを進めてまいります。来年度はモデル校を5校設置する予定でございます。

最後に、「8. その他」でございますが、新しいタイプの都立高等学校として、平成20年度と平成21年度に開校を予定しております学校、また校舎の改修や新たな施設整備によりまして、普通教室の確保対策などを行って、平成20年度と平成21年度に供用を開始いたします特別支援学校をお示ししてございます。

予算見積の概要につきましては以上でございますが、今後の予算編成日程につきましては、年明けに知事査定、1月中旬に予算原案の発表の後、第1回都議会定例会で審議が行われまして、3月中旬に確定となる見込みでございます。よろしく願いいたします。

【委員長職務代理者】 ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見はございますか。

【委員】 この「その他」のところは、平成20年度以降だからということで、予算はつけなくても良いのですか。

【教育政策担当参事】 額の表示の仕方が入り組んでおりまして、一概にいくらということではないのですが、予算としては見積もっております。

【委員】 それはどこに入っているのですか。

【教育政策担当参事】 1枚目の教育費の事業費の中に入っております。

【教育長】 例えば平成20年度開校の学校の施設整備は、もう何年も前から工事に着工しているのです。これは平成20年度の予算要求ですので、平成20年度の経費だけというとはぼゼロに近いということです。

【委員】 あと二つありまして、一つは、子供が学校に残るようなシステムをつくとどこかにありましたね。これだけを見ると、箱物に対する予算のように見えるの

ですが、これを行ったらそのために人が要るのではないのでしょうか。この数字の中にそれも入っているのですか。

【教育政策担当参事】 「3. 子供の安全確保等」の「放課後子供プラン」のところですか。

【委員】 11億2,600万円、680か所放課後子供教室をつくと書いてあります。その下に推進委員会もつくる。そうすると、放課後、子供が残っているときに、学校の先生の負担になるのか、それとも、校外のだれかに来てもらうのか。箱物についてははっきりしているけれども、それに対してはどのような対策を考えておられるのか。

【教育政策担当参事】 新たに始めるところは、初度調弁として備品関係の予算が計上されております。それから、外部の人材を活用して事業を行うということですから、その費用を見積もってございます。

【委員】 では、この11億2,000万円の中に入っているわけですか。

もう一つ、ITを増やすというのが最初にありました。これは、都としての買い切りなのですか。それともレンタルなのですか。パソコンというのはどんどん変わっていきます。1度買ってしまくと、先々旧式なものになってしまうという可能性があるのだが、その辺についてはどのような考えですか。

【教育政策担当参事】 現在リースで考えています。

【委員】 先ほどの「放課後子供プラン」の中身を教えてくださいませんか。どんな事業なのですか。

【生涯学習部長】 「放課後子供プラン（放課後子供教室）」は、主に小学校を場として地域の子供たちの放課後の居場所づくりを行う事業で、今年度創設された国庫補助事業でございます。各区市町村とも何らかの形で放課後対策に取り組んでおりますが、ここで示されているのは国庫補助事業にかかわる箇所数でございます。

この事業の内容は、それぞれの地域の実情にもよりますが、放課後やあるいは土曜日などの休日などにスポーツ活動や文化活動、いろいろな遊びを行ったり、学習活動などを行うもので、国庫補助の対象になりますのは、人件費のうち運営の中核となるコーディネーターなど、一定の核になる人材についてで、それ以外は地域の方、PTAの方などがボランティアな立場でかかわって支援していく。そういうタイプの事業

でございます。

今年度、全都で約460か所で始まりました。この制度は、学童クラブと一体的又は連携して実施するという方針が示されており、当初、若干の混乱もございましたが、実態として同じ場で子供が放課後を過ごすという点をよりどころに、現状では連携を模索しながら、各地域でかなり事業が進められているところでございます。

【委員】 これは、文部科学省が出したプランとしては近年にない良いプランで、これが学校を舞台にして、放課後学校にいたい子供たちがいられる。別にいたくない子供は帰れば良いわけですが、そこに地域の人たちがかかわって、子供に勉強も含めていろいろなことをやっていただける。そういう意味では非常に良いプランだと思っているのです。いろいろ難しいところもあると思うのですが、また来年度、この予算を獲得してうまく進めていく上でも、今年度の各区市町村の取組を少し問題点を含めて整理をしていくことが大事だと思います。その状況をまた教えていただければありがたいと存じます。

【生涯学習部長】 この項目の二つ目に、「総合的な放課後対策を検討する推進委員会の設置」というのがございます。都の役割として推進委員会を設けております。メンバーは、教育庁だけでなく、福祉保健局の学童クラブの担当、各区市町村で放課後子供教室や学童クラブを所管する方、また、学童クラブや放課後子供教室で指導している方々などで構成されております。実際にはまだいろいろな課題がございますが、この委員会も活用しながら課題の整理と検証をしていく予定であり、機会があれば是非御報告させていただきます。

【委員】 縦割り行政をしてきた役所がこの問題で協力をするというのは、国にとってもとても大きな一歩を踏み込んだ施策だと思うのです。うまく成功させることが大事だと思いますので、よろしく願いをいたします。

【教育長】 これは、国への要望といいますか、提言でも、補助金体系が相変わらずまだ縦割りのままなので、それを撤廃してほしいということもお願いしています。

【委員】 もう一つ、2番に「都立高校教育支援コーディネーターの活用」とありますが、このコーディネーターの都立高校派遣というのはどんなイメージのものなのですか。

【生涯学習部長】 これも、今年度開始した事業でございますが、今年度から都立高等学校で「奉仕」が必修化されたことを契機といたしまして、端的に言えば、都立高等学校と外部との橋渡し役を設定して、教科「奉仕」をはじめ、キャリア教育など、外部のいろいろな教えに役立つ例えばNPOやいろいろな団体の人材を結び付けるある種の橋渡し役を委託するという事業でございます。

【委員】 具体的にどなたがコーディネーターをやるのですか。

【生涯学習部長】 学校の要望ごとにある程度カテゴリー分けをいたしまして、その橋渡しに適している、例えばある地域の社会福祉協議会とか、テーマごとに国際貢献や環境問題等に精通しているNPOなど、幾つかカテゴリー分けをして、事業委託をするイメージでございます。

【委員】 それで7,100万円の予算というのは何に必要なお金なのですか。

【生涯学習部長】 具体的な中身としては、委託費です。学校が実際に体験活動等をする上でのいろいろな調整などの経費でございます。

【委員】 交通費ですか。

【生涯学習部長】 交通費を含めた委託費です。その中でいろいろなコーディネーター料、事前準備の研修などのアドバイス料、消耗品代などを考えております。

【委員】 そうした委託をしているNPO法人等はどれぐらいの数なのですか。

【予算担当課長】 現在、13団体です。例えば社団法人日本青年奉仕協会ですとか、先ほどの地域の社会福祉協議会です。

【委員】 NPOでなくて良いのです。13団体はどのような方々にお願いしているのですか。

【予算担当課長】 財団法人日本環境協会、社会福祉協議会、世田谷ボランティア協会、NPO法人スクール・アドバイス・ネットワーク、NPO法人育て上げネット、NPO法人コアネット、NPO法人園芸アグリセンター、NPOじぶん未来クラブというような団体名が挙がっております。

【委員】 非常に大事な活動だと思いますので、どのように進められて、どんな成果が上がっているのかを含めて、後で少し詳しく教えてください。

【委員】 この特別支援学校における就労支援というのはどういうものですか。

【教育長】 今まで特別支援学校で卒業生が就職できない。盲学校の場合は、はり・きゅう・あんまだとか、資格制度があるのですが、特に知的障害のあるお子さんはなかなか就職できない。ただ、知的障害が軽い方々には職業教育をして、就職できるところまで持っていきたいということを考えています。

【委員】 この1億700万円というのは、その就労支援員を確保する予算なわけですか。

【教育長】 それは、職場開拓をしていただいて、在学中に行く実習先を開拓し、将来の就職に結び付けていただくような働きかけを行っていただくものです。

【委員】 そういう就労支援員をどれぐらい確保しようという話ですか。

【教育政策担当参事】 就労支援員を非常勤で配備するのは6人です。この中で一番大きいのは、雇用していただく企業を開拓することが一番大きな課題になっておりますので、民間を活用して企業開拓をするということで、委託費4,000万円というのが一番大きい費用になっております。

【委員】 委託費というのは、どこに委託するのですか。

【教育政策担当参事】 企業開拓をしていただく具体的に動いていただく会社です。

【委員】 どんな団体を予定しているのですか。

【教育政策担当参事】 それは、まだこれからの話になります。

【委員】 そんな団体があるのですか。

【予算担当課長】 これは、人材紹介などの情報を扱っている企業を想定しております。就職の関係で情報提供、あっせん等をしている企業にこの分野について力を貸してもらおうという想定で今検討しております。

【委員】 それに4,000万円もかかるのですか。

【予算担当課長】 都内50校ぐらいの特別支援学校がございます。都内全域、3年間で1,000人の企業就労の実現を目指すという計画でございます。

【委員】 今おっしゃった予算は、今年度初めての予算ですか。

【予算担当課長】 今年度初めて要求するものでございます。

【委員長職務代理者】 ただいまの教育委員の放課後子供プラン、それから、都立高校教育支援コーディネーターの活用について、生涯学習部長の方から懇切丁寧な分

かりやすい説明をしていただきました。その中で、コーディネーターの人あるいは団体名については、教育委員としてもうちよつと詳しく知りたいというお話もありましたので、その辺をよろしくお願いします。

【委員】 再雇用制度についてはこの予算の中にはそういうものが出てきているのか、出てきていないのか。定年退職される先生方は非常に多いということで、再任用で校長先生として続けるという話はありませんでしたが、それ以外の非常勤教員については、あまり各学校が好まないというような話があったように記憶しているのです。

先日、都立日比谷高等学校へ行きましたら、そういう人が欲しいのですという話がありました。重点校の指定がなくなったら、途端に先生は減らされるし、良い先生は引き抜かれるし、何とかしたいのですという意見もあったわけです。それは、もちろん自分の学校のことだから、当然そういう意見が出てくるのですが、そういうことを感じますと、非常勤教員の制度というのを増やして、それもフルタイムでなくて良いから、必要な時間に応じて採用できるような制度、そういうものが考えられているのでしょうか。

【教育長】 全体的に言えば、大量退職した有為な人材を活用しない手はございませんので、フルタイムの再任用、また、フルタイムではないがある一定の要件を満たした先生方の活用を考えています。そのほかに、例えば、特別支援学校の就職先を開拓するというのは自分が現職のときにやってきたのでそれは引き続きやるということであれば、その事業の中でその先生を位置付けて委託するか、雇用するか、嘱託にするかというような制度も考えています。新規に教員を採用するというよりは、ベテランの教員の方々にお力を貸していただいた方が効率も上がりますし、生徒にも良いことですので、そういうことを考えています。

【委員長職務代理者】 ほかに何かございますか。——〈異議なし〉——それでは、本件につきましては報告として承りました。

参 考 日 程

- (1) 定例教育委員会の開催

11月22日（木）午前10時

教育委員会室

12月13日（木）午前10時

教育委員会室

【委員長職務代理者】 今後の日程をお願いします。

【政策担当課長】 定例教育委員会の開催についてでございますが、今回は11月22日木曜日、次々回は12月13日木曜日を予定しております。いずれも午前10時から教育委員会室にて予定しております。

以上です。

【委員】 その他で、教育委員会としても御検討をお願いしたいことがあります。先般報告がありましたが、生徒のプライバシーにかかわる情報が含まれた機器が紛失をしてしまったという案件があり、その後、各区市町村に通知を出すなどの措置が講じられたと聞いております。私が任命されて、まだ1か月程度ですが、もう2件目なのです。情報というものを教職員の方たちにもう少しきちんと管理する意識付けも必要ですし、また、そういう事故が起こる背景となる様々な問題についても、きちんとした検討をしていくことが必要だろうと思います。

高等学校では、今度初めてパソコンを各教職員が1台ずつ支給される予算がようやく講じられるわけですが、区市町村の教育委員会が管理している小・中学校ではどうかよく分かりませんが、そうした情報機器の個人所有といった問題も背景には恐らく考えられるのではないかと思います。既に多くの組織、民間、あるいは警察においてもこの問題で対応を迫られていて、警察の場合も個人所有の情報機器に頼っていた側面を、今を含めて3か年計画ぐらいですべて各都道府県警察官のパソコンは支給をしようということで準備が始まって進められている状況にあります。そうした対応も踏まえて、1度東京都内小・中学校を含めて、情報の漏洩を防止するための措置の在り方について、抜本的な検討をお願いしたいと思うのです。非常にずさんな情報管理の状況もあるわけです。少し学校の世界は世の中の流れに大きく遅れていて、警察より遅れていると言っても過言ではないと思います。

参考にしてほしいのは、今、私が勤務している会社はそうした情報機器の取扱いでは、ファクスでどこへ誤送信をしたという問題まで含めて、お客様あるいは他人の情

報にかかわるものが漏れた場合には、あるいはそのおそれのある事案が発生した場合には、すべて本社に報告がされます。全世界に33万人の職員がいますが、そのすべての人たちにかかることが即座に集約をされて、1週間に1度社長まで報告をされます。そして、それが全世界にもう一回こんな事案があった、気を付けようということが発信されて、それを繰り返しやっている。これがゼロになるまでやろうということですとやっているわけです。

そういう取組を見てみると、公的な世界における取組というのがいかに遅れているのかということも私も実感をしましたが、一度そういうことも参考にさせていただきながら、情報管理の在り方について、しっかりとした検討をお願いできればと思います。委員の方、よろしければ、是非とも報告をお願いするようにしていただければありがたいと思います。

【委員長職務代理者】 私も同意いたします。

【教育長】 情報の漏洩は、現在あまりにも多いものですから、対策も講じていますし、それから、先ほどのICT計画の中でそれも解消しようという計画も入っております。後日詳しく御説明します。

【委員長職務代理者】 それでは、以上で本日の教育委員会を終了いたします。

(午前11時31分)